相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区新小岩二丁目一二〇一番地、最後の住所千葉県松戸市六実三丁目二八番地の五マイビレッジ三〇二号
被相続人　亡　斎藤　哲雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
東京都台東区台東四丁目七番七号比護ビル二階沢野法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　沢野　忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東雪谷二丁目一二二番地、最後の住所東京都大田区西蒲田六丁目三番一六号阿部方三号室　被相続人　亡　直井　光春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
東京都千代田区丸の内三―四―二新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加野　理代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区宇奈根一丁目七番、最後の住所東京都世田谷区宇奈根一丁目七番二三号
被相続人　亡　山本　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号
相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区上池台四丁目一七七番地、最後の住所東京都目黒区緑が丘一丁目四番三号
被相続人　亡　小島　明月

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県清水市河内一九八番地、最後の住所東京都品川区西大井四丁目一八番八号
被相続人　亡　朝川多香子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区東神田一丁目一二番地一、最後の住所東京都中央区明石町八番二―八〇二号
被相続人　亡　廣瀬ゼよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
事務所東京都新宿区新宿六丁目二八番八号ラ・ベルティ新宿一〇階渡邊洋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邊　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所東京都渋谷区東一丁目一五番四号、死亡の場所不詳、死亡年月日昭和五十五年十二月七日、出生年月日不詳
被相続人　亡　赤尾　里子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区加平三丁目一八番、最後の住所東京都足立区加平三丁目一八番一号モータース・パル
被相続人　亡　高　英男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
事務所東京都港区赤坂二丁目二番二一号永田町法曹ビル八階八〇二号川西・大沢法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川西　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝五丁目五番地一号、最後の住所東京都北区王子五丁目五番五―九〇一号クリオ王子神谷参番館
被相続人　亡　髙橋　洋彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル八〇一薄葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市奥田町六番地一三、最後の住所京都府南丹市美山町上平屋溝西一四番地
被相続人　亡　澤田　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
富山市丸の内一丁目八番一五号　余川ビル三階
相続財産管理人　弁護士　足立　政孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市長良丘二丁目一六番地、最後の住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町七丁目一二五番地
被相続人　亡　神谷　久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十日
岐阜県美濃加茂市中部台五丁目七番地二六
相続財産管理人　坂下　恵司

第36期決算公告

平成27年1月20日　東京都品川区大崎1丁目11番1号
シーメンス・ジャパン株式会社
代表取締役社長　織畠　潤一

貸借対照表の要旨（平成26年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	24,395	流動負債	23,727
固定資産	8,273	（うち引当金）	(7,067)
有形固定資産	1,372	固定負債	781
無形固定資産	235	（うち引当金）	(33)
投資その他の資産	6,665	株主資本	8,160
		資本金	3,082
		資本剰余金	1,618
		資本準備金	200
		その他資本剰余金	1,418
		利益剰余金	3,460
		利益準備金	570
		その他利益剰余金	2,889
資産合計	32,668	負債・純資産合計	32,668

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　平成25年10月1日　至　平成26年9月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	93,544
売上原価	76,700
売上総利益	16,844
販売費及び一般管理費	12,051
営業利益	4,792
営業外収益	614
営業外費用	189
経常利益	5,218
特別損失	31
税引前当期純利益	5,187
法人税、住民税及び事業税	2,402
法人税等調整額	△105
当期純利益	2,889